

# 認証評価結果からみた内部質保証の現状と課題

## —デジタルハリウッド大学の内部質保証システム構築への示唆—

Current Situation and Issues of Internal Quality Assurance through the Certified Evaluation and Accreditation Results -Implications for Establishment of IQA System in Digital Hollywood University-

山口 豪 Go Yamaguchi

デジタルハリウッド大学 大学事務局

### 1. 問題提起

2004年度から導入された認証評価制度は、2018年度から第3周期を迎える。こうした中、2016年3月に「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」が改正され、認証評価機関の評価基準に共通して定められなければならない事項として、3ポリシー（卒業の認定方針（以下、「DPJ」）、教育課程の編成及び実施方針（以下、「CPJ」）、入学者の受入れ方針（以下、「APJ」）と、内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）が追加された。また、後者は、重点的に認証評価を行うことも定められた。この省令改正の通り、第3期認証評価では、内部質保証を重視した評価が行われると共に、「内部質保証システムを構築する上で重要な要素となる3ポリシーの明確化（工藤,2017a,22頁）」がわが国の大学に求められることになった。

この内部質保証に関して、大学基準協会（以下、「JUAA」）は、他の認証評価機関に先駆けて、2011年度の第2期認証評価から内部質保証を重視する大学評価システムを構築し運用しているが、「2011～2015年度のJUAAの機関別認証評価結果（204大学）において、その3割以上の大学で「内部質保証」に努力課題・改善勧告の指摘がなされている」（JUAA,2016a,4頁）。この様に、わが国で、内部質保証に課題を抱えている大学が少なからず存在している。

では、どうすれば、わが国の大学で内部質保証が定着するのか。また、筆者が所属するデジタルハリウッド大学（以下、「本学」）の内部質保証をより効果的に推進するためには何が必要になるのか。

### 2. 本稿の目的と研究方法・データの説明

こうした問題提起のもと、本稿の目的は、JUAAの第2期機関別認証評価結果に基づき、次の4点を明らかにすることにある。

第1に、内部質保証に係る努力課題・改善勧告の主内容は何か。第2に、内部質保証に係る長所的主内容は何か。第3に、内部質保証の重要な要素である3ポリシーに係る長所・努力課題・改善勧告の主内容は何か。第4に、JUAAの第3期認証評価の基本方針と上記分析結果を踏まえ、今後わが国の大学で内部質保証が定着するためには何が必要か。また、その分析が本学に示唆するものは何か。

上記を解明するための研究方法・データは、次の通りである。

第1～第3の点については、JUAAの評価結果検索ページで入手可能な2011～2016年度までの機関別認証評価結果から、内部質保証と3ポリシーについて、どのような指摘（長所・努力課題・改善勧告）が付されたのか、その数と内容をデータ化し、定量的・定性的分析に基づき、その主要点を導出する。

第4の点については、JUAAの第3期認証評価に係る各種資料内容と上記分析結果を重ね合わせ、今後わが国の大学で内部質保証を定着させるためのポイントを導出する。また、その分析の中から、本学にとって参考になる内容を抽出し、筆者の見解を最後に示す。

なお、本稿で述べることは、筆者が認知するものに過ぎず、本学を代表して見解を述べるものではないことを予め断っておきたい。

### 3. 先行研究のレビュー

機関別認証評価結果からみた内部質保証に関する分析を行った文献について、次の2つの視点からレビューする。

第1は、JUAAの機関別認証評価結果を分析した文献である。JUAA発行の『大学評価研究』第12号では、特集「第2期認証評価の実践と課題」が組まれ、2011年度又は2011～2012年度に実施した同結果をもとに、早田（2013）、山田（2013）、工藤・松坂（2013）によってそれぞれ分析がなされている。

第2は、大学改革支援・学位授与機構の機関別認証評価結果を分析した文献である。まず同機構（2016）では、2012～2014年度に実施した同結果を基に基準8「教育の内部質保証システム」の指摘内容を分析している。次に洪井・野田（2015）では、同結果を基に同システムに関する指標の出現頻度をカテゴリ別に集計している。

表1：先行研究のレビュー表

内容と著者名	対象設置形態大学	対象年度
Ⅰ. 大学基準協会による基準10「内部質保証」の認証評価結果分析		
早田（2013）、山田（2013）	公立・私立・株立	2011
工藤・松坂（2013）	上記+国立（1校）	2011～2012
Ⅱ. 大学改革支援・学位授与機構による基準8「教育の内部質保証システム」の認証評価結果分析		
同機構（2016）、洪井・野田（2015）	国立、公立（4校）、私立（1校）	2012～2014

出所：先行研究より筆者作成

以上の結果を整理したのが表1であり、多数の国立大学については、同機構による機関別認証評価結果に基づく数年度間の分析はあるが、多数の公立・私立の設置形態大学については、JUAAによる同結果に基づく単年度又は2年度間の分析はなされているものの、包括的な年度に亘る分析は、管見の限り、未だ行われておらず、明らかになっていない。そのため、包括的な年度に亘るJUAAによる同結果の詳細な分析を目的とした本稿は、一定の独自性があると筆者は考える。

### 4. JUAAによる大学評価結果概要と内部質保証の定義

分析結果に移る前に、本稿で対象とするJUAAによる2011～2016年度の機関別認証評価結果の概要（260大学）と内部質保証の定義等を押さえておく。表2に、国立1校、公立42校、私立216校、株立1校の同結果の概要を示している。その内、期限付き適合は私立3校、株立1校となり、不適合は私立2校となっている。

表 2：JUAАによる機関別認証評価結果の概要

評価結果	設置形態	評価年度						総計
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	
適合	国立		1					1
	公立	6	3	4	7	6	16	42
	私立	21	25	34	45	46	40	211
期限付き適合	私立	2				1		3
	私立	1						1
不適合	私立		1	1				2
計		30	30	39	52	53	56	260

出所：大学基準協会のHP上「評価検索ページ」より筆者作成（※再評価を除く）

JUAАは、内部質保証を「PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他サービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」と定義し（JUAА,2016b,4頁）、JUAАの大学基準では内部質保証を表3のように解説している。

表 3：第2周期の大学基準の解説（内部質保証部分）

大学基準の解説
10 内部質保証について 大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たす必要がある。 また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとともに、改善・改革を行うことのできる組織でなければならない。大学の質を保障する第一義的責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保障する（内部質保証）ための組織を整備するとともに、内部質保証に関する方針と手続きを明確にする必要がある。 また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。

出所：大学基準協会（2016b）「大学評価ハンドブック」107頁より

JUAАは、この解説をブレイクダウンした項目に落とし込み、点検・評価項目と評価の視点を表4のように定め、第2期認証評価では、①点検・評価結果の説明責任、②内部質保証システムの整備、③同システムの適切な機能の3点を重視した評価を行っている。

表 4：第2周期の点検・評価項目と評価の視点（内部質保証部分）

点検・評価項目	評価の視点
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	自己点検・評価の実施と結果の公表
	情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	内部質保証の方針と手続きの明確化
	内部質保証を掌る組織の整備
	自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底
	組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
	教育研究活動のアー・ベース化の推進
	学外者の意見の反映
	文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

出所：大学基準協会（2016b）「大学評価ハンドブック」124頁より

## 5. 努力課題、改善勧告の分析結果

本稿の目的の第1の点を考察する。2の研究手法・データに基づき、指摘数を示したのが表5であり、同表から次の点が見える。

表 5：長所、努力課題、改善勧告の指摘数（内部質保証部分）

評価結果	設置形態	規模	評価年度						総計	
			2011	2012	2013	2014	2015	2016		
長所	公立	C					1		1	
		A	1	2	2	1			6	
	私立	B	1		1			1	3	
		C		1	1			1	3	
		D				1		1	2	
合計		2	3	4	2	2	2	15		
努力課題	公立	A							1	1
		B							1	1
		C	1	1						2
		D	2		1	1	1			5
	私立	A	1	1			2		1	5
		B	1	2	4		3	1		11
		C	3	4	4	8	5	5		29
		D	2	3		3	4	3		15
	株立	D	1							1
	合計		11	11	9	14	13	12		70
改善勧告	公立	D					1		1	
		A	1						1	
	私立	C	1		2		1		4	
		D		1		1			2	
	株立	D	1						1	
合計		3	1	2	1	2	0		9	
評価大学数		30	30	39	52	53	56		260	
努力課題+改善勧告の数		14	12	11	15	15	12		79	
割合		47%	40%	28%	29%	28%	21%		30%	

※規模「A：8学部以上、B：5～7学部、C：2～4学部、D：1学部」

出所：大学基準協会のHP上「評価検索ページ」より筆者作成（※再評価を除く）

努力課題と改善勧告を付された大学は合計79校あり、全体の約3割である。設置形態別には、公立・私立・株立で努力課題と改善勧告を付された大学がある。規模別にみると、努力課題については、公立・私立の全規模の大学で指摘を受けており、改善勧告については、公立のD規模大学と私立のB規模大学を除く全規模の大学で指摘を受けている。株立はD規模の1校のみであるが、努力課題と改善勧告を付されている。この様に、わが国で、内部質保証に課題を抱えている大学が一定程度存在していることが分かる。

努力課題と改善勧告について、指摘内容のテキストデータから、記述の多かった内容を整理したのが表6である。

表 6：努力課題、改善勧告の指摘内容（内部質保証部分）

努力課題			改善勧告		
順位	指摘内容	件数	順位	指摘内容	件数
1	点検・評価の結果を改善に結びつけるプロセスや仕組みが不十分である	34	1	内部質保証の方針や規程が未整備	5
2	内部質保証の方針や規程に不備がある、または、その方針や規程通りに運用されていない	22		点検・評価の結果を改善に結びつけるプロセスや仕組みが欠如	
3	組織的・継続的に点検・評価や検証がなされていない	20		内部質保証のための組織体制が欠如	
4	全学的な観点からの検証がなされていない	10	2	継続的な点検・評価の実施の欠如	3
5	内部質保証に責任を負う組織と他の組織との役割分担が未整理である	9	3	点検・評価の根拠資料・データが不正確	2
6	点検・評価の根拠資料・データが不十分である	3		内部質保証の全学的意識の欠如	
-	-	-	4	文部科学省からの指摘に対する対応の不備	1
				内部質保証に責任を負う組織と他の組織との役割分担が不明確	

出所：大学基準協会のHP「評価結果検索ページ」より筆者作成（※再評価を除く）

努力課題の主な内容として、内部質保証の方針や規程に不備があり、同方針や規程通りに運用できていない点、内部質保証の組織を組成するにあたり、他の組織との役割分担や権限を整理できていない点、全学的な観点からの点検・評価の結果を改善に結びつけるプロセス・仕組みが不十分である点、正確な根拠資料・データに基づき点検・評価や検証を実施できていない点を指摘できる。

改善勧告の結果からも同様な点を読み取れるが、特に内部質保証の方針・規程や組織体制が未整備である点、点検・評価の結果を改善に結びつける仕組みが欠如している点、全学的な意識の下、継続的に点検・評価を実施できていない点を指摘できる。

以上のような内部質保証に関する課題を、わが国の少なからぬ大学が抱えていることが明らかとなった。

## 6. 長所の分析結果

本稿の目的の第2の点を考察する。まず表5から、長所が付された大学は合計15校あることが分かる。その内訳は公立1校、私立14校であり、規模別にみると、私立のA規模大学が比較的多いが、その他の規模の大学も2~3校ある。なお本学にとって参考になると思われる私立のD規模大学(本学と同じ1学部体制)も2校ある。

次に長所について、指摘内容のテキストデータから、記述の多かった内容を整理したのが表7である。

表7: 長所の指摘内容(内部質保証部分)

順位	指摘内容	件数
1	学外者からの組織的な意見聴取(外部評価の実施等)	10
	全学的な内部質保証体制の整備	
2	点検・評価や検証の結果を確実に改善に結びつけるプロセスや仕組みの整備	7
3	内部質保証に責任を負う組織と他の組織との役割分担の明確化	4
	全学的な内部質保証の方針や規程の整備	
4	多様なデータを収集する体制やシステムの整備(例: IR組織や大学評価支援システム等)	3
	大学独自の評価指標の設定に基づく点検・評価の実施	
5	全学的な内部質保証の意識の醸成	2

出所: 大学基準協会のHP「評価結果検索ページ」より筆者作成(※再評価除く)

長所の分析結果から、まず外部評価制度を導入し客観的な評価を行うことが有効であることが読み取れる。次に内部質保証の方針・規程や組織を整備するにあたっては、全学的な観点から構築し、他の組織との役割分担を明確化することが重要であるとも言える。更に正確なデータに基づく点検・評価や検証を行うための組織やシステムを構築することも有効であり、また、大学独自の評価項目を設定して評価や検証を行うことも効果的であることがうかがえる。加えて点検・評価や検証結果を着実に改善に結びつけるプロセスや仕組みを整備することが肝要であることが分かる。

以上の点が、内部質保証を効果的に推進している大学の取組内容であることが明らかとなった。

## 7. 3ポリシーの分析結果

本稿の目的の第3の点を考察する。2の研究手法・データに基づき、3ポリシーに関する指摘数を示したものが表8である。

表8: 3ポリシーに関する指摘数(2011~2016年度)

評価結果	設置形態	規模	DP	CP	AP	
長所	公立	D	1			
		A	1	1	1	
	私立	B	5	1		
		D	1			
	合計	—	8	2	1	
努力課題	国立	D	1	1		
		A	1	3	2	
	公立	B	2	1		
		C	12	9	4	
		D	8	7	3	
		A	15	15	6	
	私立	B	16	16	10	
		C	45	34	13	
		D	14	18	4	
		D	1	1	1	
	合計	—	115	105	43	
	改善勧告	私立	D	0	0	1
	評価大学総数			260		
評価大学総数に占める努力課題の割合			44.2%	40.4%	16.5%	

※規模[A: 8学部以上、B: 5~7学部、C: 2~4学部、D: 1学部]

出所) 大学基準協会のHP上「評価検索ページ」より筆者作成(※再評価を除く)

3ポリシーに関連する内容について、長所が付された大学はDPで8校(公立D規模大学と私立A・B・D規模大学)、CPで2校(私立A・B規模大学)、APで1校(私立A規模大学)ある。この様に長所を付された大学の数はかなり限定的であることが読み取れる。

その一方、3ポリシーについて努力課題を付された大学は、DPで115校(全体の約44%)、CPで105校(全体の約40%)、APで43校(全体の約17%)と多い。設置形態別にみると、DPとCPは全設置形態の大学で、APは国立大学を除く全設置形態の大学で、それぞれ指摘を受けている。規模別にみると、DPとCPに関しては、公立・私立は全規模の大学で、国立・私立はD規模大学で、それぞれ指摘を受けている。APに関しては、私立は全規模の大学で、公立はA・C・D規模の大学で、私立はD規模大学で、それぞれ指摘を受けている。

更に改善勧告は、D規模の私立大学で、APに関して1校指摘を受けていることが分かる。この様に、わが国の多くの大学で3ポリシーに関して課題を抱えていることがうかがえる。

3ポリシーに関連する長所について、指摘内容のテキストデータから、その主な内容をまとめたのが表9である。

長所の数が少ないため、限られた情報ではあるが、この分析結果から3ポリシーを設定する上で重要な点として、第1に、DPに達成の検証が可能な学習成果を明確に示し、その内容の学生への理解浸透を図り、それを達成する教育課程を適切に編制して、効果的な授業を展開する事、第2に、到達可能なCPの内容を定め、それを実現するための教育体制やカリキュラム構成を同時に整備する事、第3に、大学全体のAPを明確に示し、その方針に沿った学生の受入れ活動を着実に展開し、その具体的成果を上げる事を指摘できる。

表9: 3ポリシーに関連する長所の指摘内容(2011~2016年度)

	指摘内容	件数
DP関連	DPに沿った教育課程を適切に編制し、DPに掲げる学習成果を達成する上で効果的な教育を展開している	6
	DPに掲げた学習成果を明確に示し、学生への理解が浸透している(DPに掲げた学習成果と授業科目の達成目標の対応関係一覧表の作成等)	2
CP関連	CPに定めた内容を実現する取組み(修学指導・支援体制の整備、順次的・体系的なカリキュラム構成)を行い、その内容を実現させている	2
AP関連	大学全体のAPを明確に示し、APに沿った学生の受入れ活動を着実に展開し、その具体的成果を上げている	1

出所: 大学基準協会のHP上「評価検索ページ」より筆者作成(※再評価を除く)

3ポリシーに関する努力課題について、指摘内容のテキストデータから、記述の多かった内容を整理したのが表10である。

表10：3ポリシーに関する努力課題の指摘内容（2011～2016年度）

順位	指摘内容	件数
DP	1 DPに、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を示していない	72
	2 学部及び研究科において、DPが設定されていない(課程ごとに設定されていない指摘も含む)	30
	3 DPが課程ごとに区別されて設定されていない	5
CP	1 CPに、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していない	60
	2 学部及び研究科において、CPが設定されていない(課程ごとに設定されていない指摘も含む)	32
	3 CPが課程ごとに区別されて設定されていない	6
AP	1 APに、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準が具体的に明示されていない	16
	2 学部及び研究科において、APが設定されていない(課程ごとに設定されていない指摘も含む)	13
	3 APが課程ごとに区別されて設定されていない	11

出所：大学基準協会のHP上「評価検索ページ」より筆者作成（※再評価を除く）

この表から、DP、CP、APに特有の内容と3ポリシーに共通する内容があることが分かる。まず特有の内容として、DPでは、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を示していない、CPでは、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していない、APでは、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準が具体的に明示されていないとの指摘がそれぞれ多かったことが分かる。次に共通する内容としては、3ポリシーが学部及び研究科において設定されていない、又は、課程ごとに区別されて設定されていないという指摘が多かったことが分かる。

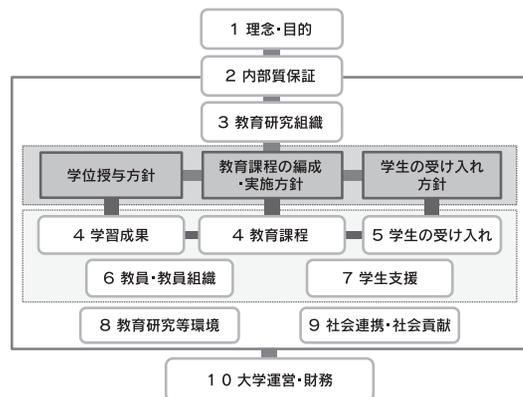
以上のような3ポリシーに関する長所や課題を、わが国の大学が持っていることが明らかとなった。

## 8. 内部質保証の定着に向けた分析結果

本稿の目的の第4の点を考察する。そのために、第3期のJUAAの内部質保証に関する評価基準等の主要な変更点を押さえておく。

まずJUAAによる内部質保証の定義についての変更はないが、より内部質保証の意義を明確にするために、図1の通り、基準の順番が従来の基準10から基準2へと変更になった(JUAA,2017,4頁)。

図1：第3周期の大学基準の構成図



出典：大学基準協会(2017)4頁より

次に内部質保証システムの構築に向けて、①内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定、②大学全体として内部質保証に責任を負う組織の整備、③方針の明確化とPDCAサイクルの有機的な結びつきが重要とされるようになった(JUAA,2017,5～6頁)。この考え方を反映して、点検・評価項目は表11のように変更された。

表11：第3周期の点検・評価項目（内部質保証部分）

点検・評価項目
① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか
② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか
③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか
④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか
⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

出所：大学基準協会(2017)「大学評価ハンドブック」91頁より

更に内部質保証を効果的に推進する上で、筆者が注目している点は3ポリシーと内部質保証との関係である。第3期では、この点がより明確になり、表12のように大学基準で解説がなされている。

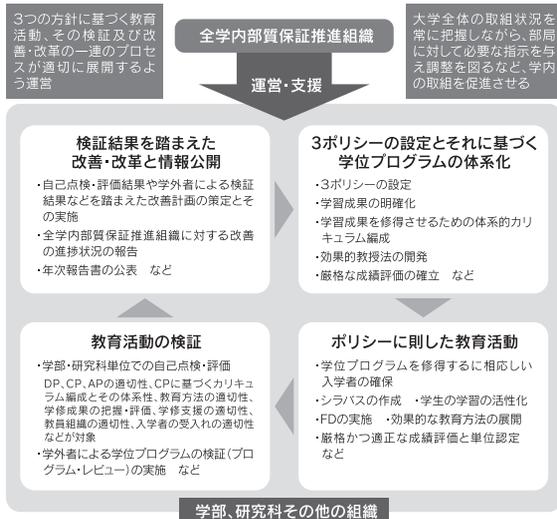
表12：第3周期の大学基準の解説（内部質保証部分）

大学基準の解説(抜粋)
10 内部質保証について 内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。

出所：大学基準協会(2017)「大学評価ハンドブック」82頁より

この表から分かる通り、JUAAが目指す内部質保証システムでは、3ポリシーの策定が起点となって内部質保証を推進する意義が強調されている。それをより具体的なイメージで示したのが図2の仕組み(例)である。また、前述の図1の大学基準の構成図をみても、内部質保証を推進するに当たり、3ポリシーが重要な起点となっていることが読み取れる。加えて、この考え方は、中央教育審議会大学分科会大学教育部会(2016)の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」でも推奨され、「[三つのポリシー]に基づく大学教育改革の実現(イメージ)(案)」が示されている。こうしたことから、今後わが国の大学で内部質保証を効果的に推進していくためには、3ポリシーを起点と考えていく視点が極めて重要であると言える。

図 2：内部質保証の仕組み（例）



出典：工藤 (2017b) 102頁より

以上のJUAAの第3期基本方針と上記分析結果を重ね合わせ、今後わが国の大学で内部質保証を定着させるためのポイントを筆者がまとめたのが表13であり、次の3点が特に重要であると考えられる。

表 13：内部質保証定着のためのポイント

項目	内部質保証定着のためのポイント (分析結果より)
1. 方針・規程	内部質保証のための全学的な方針、規程を明確に整備し、その方針や規程通りに運用すること
2. 組織	大学全体として内部質保証に責任を負う組織を整備し、他の組織との役割分担や権限を整理すること
3. 3ポリシーと改善システム	3ポリシーを一体的に策定し、その方針に即した教育研究活動等の改善を、全学的な観点から、継続的に行うプロセス・仕組み (PDCAサイクル等) を構築すること ※3ポリシーの一体的策定については、以下を明確にすることが必要 DP：課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果 CP：教育内容・方法等に関する基本的な考え方 AP：求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準
4. エビデンス	正確な根拠資料・データに基づき、点検・評価や検証を行うこと
5. 全学的な意識	全学的な意識のもと、組織的かつ継続的に点検・評価を実施すること
6. 外部者の目線	外部評価制度を導入し客観的な評価を行うことが有効
7. 独自の評価項目	大学独自の評価項目を設定して評価や検証を行うことが有効

出所：分析結果より筆者作成

第1に、全学的な観点から、内部質保証のための規程・組織を確立し、3ポリシーを一体的に策定の上、教育研究活動等の改善を正確な客観的データに基づき、継続的に行うプロセスや仕組みを構築することが重要であると考えられる。換言すれば、内部質保証の「組織性・継続性・客観性」を担保したその推進が肝要であると考えられる。

第2に、内部質保証の重要な要素である3ポリシーの策定に当たっては、まず「学習成果の明確化」が鍵となり、それを示したDPを設定し、次にそれを具体化した教育課程に落とし込んだCPを明確に設定しDPとCPの連動性を確保した上で、更にDPに定めた人材を養成するための求める学生像や入学前に修得しておくべき学力をAPとして明確に示すこと、すなわち3ポリシーを一体的に策定すること (IDP (特に学習成果の明確化) ⇄ CP) ⇄ AP) の循環サイクルの明確化) が重要であると考えられる。

第3に、前述の他に、外部評価の実施や大学独自の評価項目を設定して検証を行うことも有効であると考えられる。

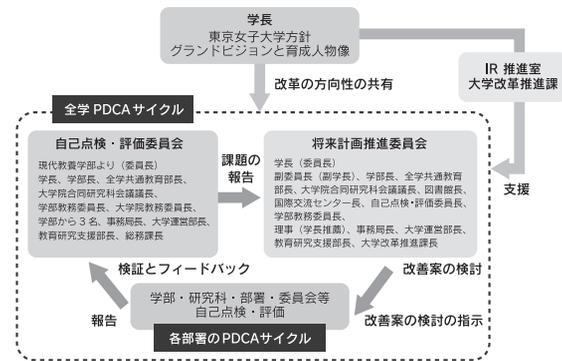
今後本学で内部質保証をより効果的に推進する上で、表13と前述の3点は重要な点になると考えられるため、第3期認証評価受審に向け、今後本学でそれらを検討していく必要があると筆者は考える。

## 9. 結論—本学の内部質保証システム構築への示唆—

本稿の第4の目的の最後の点について、JUAAの機関別認証評価で内部質保証に長所が付された15大学の内、本学と同規模である私立D規模大学 (1学部体制) の2大学の事例概要から、本学にとっての示唆を導出し、筆者個人による見解を述べ結論に代えたい。

一つ目は東京女子大学の事例である。同大学は2016年度の評価結果で「全学的な内部質保証体制を整備した上で、それを適切に機能させるため、全学的な自己点検・評価に対する外部評価に加え、個々の取組みに対する外部評価も積極的に取り入れ、具体的な改善に結びつけていること」を評価されている (JUAA, 2016c, 21頁)。

図 3：東京女子大学 改革のPDCAサイクル



出典：両角 (2017) 34頁より

東京女子大学の改革のPDCAサイクルは、図3に示す通り、学長の方針とグランドビジョンで改革の方向性を共有し、各部署の点検・評価活動をベースに、自己点検・評価委員会と将来計画推進委員会を連動させてPDCAサイクルを回すことで様々な教育改善に着実につながる仕組みを構築している。また、エビデンスに基づく点検・評価を行うために2016年に学長直属組織としてIR推進室を設置し、データに基づいた分析を行い、教育改善の支援を行っている。このサイクルを回す上で、同大学が1学部1キャンパスという利点が大きく、教授会も1つで学長も出席しており、全教員で情報を共有できている。その上で、教職員の協力を引き出し、全学で教育改善に繋げるようFD・SD活動にも力を入れている。さらに、2009年頃から外部評価を熱心に導入している (両角, 2017, 32～35頁)。

二つ目は、聖路加国際大学の事例である。同大学は2014年度の評価結果で「内部質保証の方針を明確に定めた上で、常設的な自己評価委員会による責任体制の下、PDCAサイクルが確立されており、主要な取り組みについては外部評価や社会への情報公開等も織り交ぜながら検証を実施し、また小規模大学のメリットを生かし全員が活動に参加する仕組みを構築するために各教職員の目標設定のみならず、全員参加のプロジェクトとして将来構想の検討を行うなど改善に取り組んでいる」点を評価されている (JUAA, 2014, 14頁)。

聖路加国際大学の内部質保証システムの特徴的な取組みは、①大学全体の重点目標の設定と達成度評価、②組織単位での自己点

検・評価（年次報告書の作成）、③個人の重点目標の設定及び達成度評価（自己評価委員会（毎月開催）にてコントロール）をそれぞれ毎年実施し、①～③を連動させている点にある。また、全教職員が参加する「将来構想プロジェクト」を臨時で開催し、時代や社会の動向を見据えたテーマを検討している点も重要である（佐藤, 2015）。

この様に、常設的な検証システムと全員が活動に参加する仕組みを組み合わせ、恒常的に改善策が提案され、それが着実に実行に移される内部質保証システムが機能していることが評価されている。

前述2大学の共通部分を抽出すると、①全学的な内部質保証の方針を明確に定めている事、②1学部の利点を活かし、課題を着実に改善に繋げる全学的なプロセス・仕組みを構築している事、③将来計画・構想を審議する場に教職員が参画しその結果を教育改善に繋げる全学的なプロセス・仕組みを構築している事、④外部評価を積極的に導入している事の4点を指摘できる。なお、上記4点は、この様な規模の大学でも表13の妥当性を裏付ける内容とも言える。

こうした事例から本学への示唆を以下3点導出する。

第1に上記①について、本学では2014年時点の学長ビジョン「本学設立10年目のカリキュラム構想」に基づく全学的な内部質保証の方針・規程をより明確に示していく必要があることが示唆される。

第2に上記②③について、本学の場合、大学事業部の学務及び大学院グループでの自己点検・評価活動をベースに、本学の全学組織である「自己点検委員会」でその結果を検討し、同委員会は将来計画・構想を審議する場である本学設置会社の全社組織である教職員が参加する「経営会議」に対してその検討結果を報告し、今後の改善案を同会議で審議し、その案に関する指示を同会議が両グループに下すという全学的なプロセス・仕組み、すなわち「自己点検委員会」、「経営会議」、「両グループ」の3者を図3の例のように連動させてPDCAサイクルを回すことを検討していく必要性が示唆される。

第3に上記④について、本学の研究科では、既にアドバイザーボードの設置に向けた検討に着手し、2018年度よりその運用を図ることとしているため、その検討の際に、本学は1学部1研究科の小規模大学である点等に鑑み、大学全体の外部評価制度も同時に検討する必要があることが示唆される。

最後に、内部質保証システムを構築する目的は、そのシステムを作ることでそれが目的ではなく、あくまでも自大学の教育研究活動等の質の保証・向上を恒常的・継続的に行うことが目的であり、その目的を実現する1つの手段として同システムの構築があることを学内構成員が理解し、前述の2大学の事例や表13のポイントを参考にしながら、今後より効果的な内部質保証を本学の教職員が一体感を持って検討・推進していくことが重要であると筆者は考える。

## 【参考文献】

佐藤英明 (2015) 「聖路加国際大学の内部質保証の取り組み」2015年度大学基準協会大学評価実務説明会事例報告

渋井進・野田文香 (2015) 「『教育の内部質保証システム』に関する評価書の内容分析」日本心理学会第79回大会報告

工藤潤・松坂顕範 (2013) 「第2期認証評価における大学評価の実践とその課題」『大学評価研究』第12号

工藤潤 (2017a) 「大学基準協会による第3期認証評価の変更ポイント」『カレッジマネジメント』204号

— (2017b) 「第3期認証評価における大学評価について」『大学時報』1月号

大学基準協会 (2014) 「聖路加国際大学に対する大学評価（認証評価）結果」— (2016a) 「第3期認証評価における大学評価システムの変更点について」平成28年度大学評価シンポジウム発表資料

— (2016b) 「大学評価ハンドブック」

— (2016c) 「東京女子大学に対する大学評価（認証評価）結果」

— (2017) 「大学評価ハンドブック」

大学改革支援・学位授与機構 (2016) 「大学機関別認証評価に関する第2サイクルの中間検証結果報告書」

中央教育審議会大学分科会大学教育部会 (2016) 「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」2016年3月31日

早田幸政 (2013) 「『学習成果の測定・評価』と内部質保証」『大学評価研究』第12号

両角亜希子 (2017) 「CASE2 東京女子大学」『カレッジマネジメント』204号

山田勉 (2013) 「質保証は絵空事か」『大学評価研究』第12号